

# 春日井市総合体育館ネーミングライツパートナー募集要項

## 1 目的

春日井市総合体育館（以下、「総合体育館」という。）に愛称を付けることができる権利（以下、「ネーミングライツ」という。）を取得する命名権者（以下、「ネーミングライツパートナー」という。）を募集して、愛称を通じて新たな話題性と親しみを創出することで、総合体育館の知名度と愛着の向上を目指し、市民の利用を促進します。

また、ネーミングライツ料を運営費に充てることで、総合体育館の維持及び管理を図ります。

ネーミングライツパートナーは、この事業を通じて、事業者名等を広く周知することができるとともに、経済的支援等による地域貢献を行うことができます。

## 2 募集概要

### (1) ネーミングライツの対象施設

総合体育館（概要は別表のとおり）

### (2) ネーミングライツ料

年額200万円以上（消費税額及び地方消費税額を除く。）

契約期間が1年度に満たない場合は、月割りにより按分計算します。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和13年11月30日まで

### (4) 愛称使用期間

5年（令和8年12月1日から契約期間終了日まで）

### (5) 愛称又はネーミングライツパートナーの条件

ア 愛称は、総合体育館にふさわしいものとして、親しみやすさ及び呼びやすさ等から市民及び施設利用者に理解が得られるものとします。

イ 市民及び施設利用者の混乱を避けるため、愛称使用期間において、愛称の変更は行わないものとします。

ウ この事業により付与された愛称は、一般的な愛称として使用し、条例で定める名称を変更するものではありません。

エ 必要に応じて愛称と条例で定める名称を併記させていただくことがあります。

オ 春日井市広告掲載要綱第3条の規定に適合するものとします。

春日井市広告掲載要綱

(広告掲載の基準)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、公共性及び中立性を損なうことがなく、かつ、社会的信用度が高いものでなければならない。

2 広告及びその内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に係るもの
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第36条に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- (5) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 政治性のあるもの
- (9) 宗教性のあるもの
- (10) 個人又は団体等についての主義又は主張に当たるもの
- (11) 国内世論が大きく分かれているもの
- (12) 責任の所在が不明確なもの
- (13) 虚偽があるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (14) 他社の商品等を比較対象として表示したもの
- (15) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (16) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (17) 求人広告及びこれに類するもの
- (18) 当該広告の内容について本市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (19) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

3 次の各号のいずれかに該当するものは、広告主としないことができる。広告の掲載中に当該各号に該当するに至った場合も同様とする

- (1) 法令等に違反しているもの
- (2) 本市から指名停止措置を受けているもの
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められるもの
- (4) 市税等を滞納しているもの

カ その他、ネーミングライツパートナー又は愛称として不適切であると市長が認めるものは除きます。

(6) ネーミングライツパートナーの特典

ア 総合体育館の名称を表記する看板及びパンフレット等の表記を変更することができます。

イ 新たに愛称を表記する看板等を設置することができます。

ただし、法令等に基づき制限される場合があります。

ウ 総合体育館のネーミングライツパートナーであることを自社の管理する媒体（ホームページ、出版物）で広報することができます。

なお、市ホームページ等への掲載は、市が負担します。

(7) 費用負担等

次の場合に要する費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

ア 看板等を変更又は新設する場合

屋外広告物許可申請、道路占用許可申請及び建築確認申請等の必要な手続きについてもネーミングライツパートナーが実施し、その費用を負担するものとします。

イ パンフレット等の印刷物を変更又は新たに発行する場合

市が発行したもので、愛称使用期間の開始時に現存するものは、当該印刷物がなくなるまでの間、修正をせずに使用場合があります。

ウ 契約期間満了又は契約解除後の原状回復

契約期間中に変更等を行った看板等については、契約期間満了又は契約解除後1か月以内に原状回復を行うこととします。

(8) 応募資格

ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人が応募できるものとします。

なお、次の事項に該当する場合は、応募できません。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- イ 春日井市から指名停止措置を受けているもの
- ウ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税、地方消費税及び法人市町村民税を滞納しているもの
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するもの又はこれに類似するもの
- オ 消費者金融及び高利貸しに係るもの
- カ 墓地、墓石又は葬祭関係に係るもの
- キ たばこに係るもの
- ク ギャンブル(宝くじを除く)に係るもの
- ケ 法令等に定めのない医療に類似する行為に係るもの
- コ 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続き中のもの
- サ 社会上の問題となっているものに係るもの
- シ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっているもの
- ス 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有するもの
- セ その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと市が認めるもの

### 3 応募方法

#### (1) 提出書類

- ア ネーミングライツ取得申込書(様式1)
- イ 地域活動及び社会貢献に関する取組提案書(様式2)
- ウ 法人の概要(様式3)
- エ 法人役員名簿(様式4)
- オ 誓約書(様式5)
- カ 定款、その他これに類する書類
- キ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)で発行3カ月以内のもの

- ク 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ケ 市税等の滞納がないことを証する書類（納税証明書）

(2) 提出部数

1部

**提出書類の様式は、市ホームページからダウンロードしてください。**

春日井市総合体育館ネーミングライツパートナーの募集について

ページID：1038935

URL：<https://www.city.kasugai.lg.jp/bunka/sports/1038935.html>

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 受付期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月29日（金）まで [必着]

受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までとします。

(5) 質問受付期間等

ア 受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月14日（火）まで

イ 質問方法

質問書（様式6）に記入の上、Eメールで提出してください。

ウ 回答方法

令和8年4月17日（金）までに、市ホームページにて公開します。

なお、質問の回答は、本要項等の追加又は修正とみなします。

(6) 留意事項

ア 提出された書類の差し替えは、原則認めません。ただし、市から、書類の修正や追加資料の提出を求める場合があります。

イ 応募に係る費用は、応募者の負担とします。また、提出書類等は、返却しません。

ウ 公文書の開示請求があった場合は、春日井市情報公開条例に基づき、提出された書類を開示することがあります。

エ 提案書等に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

## 4 審査方法等

### (1) 審査方法

提出された書類は、市があらかじめ定めた審査委員が、次の項目について採点し、その合計得点が最も高い応募者をネーミングライツ優先交渉権者（以下、「優先交渉権者」という。）として選定します。

応募者が一者の場合は、愛称又はネーミングライツパートナーの条件及び応募資格についてのみ審査を行います。

審査項目	審査内容
愛称	<ul style="list-style-type: none"><li>親しみやすさ、呼びやすさ</li><li>施設の設置目的やイメージとの整合性</li></ul>
ネーミングライツ料	<ul style="list-style-type: none"><li>応募金額の多寡</li><li>年額200万円に満たない場合は失格</li></ul>
経営の安定性	<ul style="list-style-type: none"><li>財務、経営状況</li></ul>
地域社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"><li>地域活動及び社会貢献に関する実績及び考え方</li><li>ネーミングライツパートナーとしての今後の活動の提案</li></ul>

### (2) 審査結果の通知

審査結果は、応募者に文書で通知します。また、選定されたネーミングライツパートナーの名称等を市ホームページで公表します。

なお、審査結果についての質問は、受け付けません。

## 5 契約の締結

市は、優先交渉権者と契約に係る必要事項について協議を行い、協議が整った場合は、当該優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、契約を締結します。

双方が誠意を持って協議したにも関わらず合意に至らず、市が合意の可能性がないと判断した場合は、協議を打ち切り、第2順位の者との協議を開始することができるものとします。以降、この例により順次、下位順位者との協議を開始することができるものとします。

## 6 優先交渉権者決定の取り消し等

優先交渉権者として決定した後又はネーミングライツパートナーとして契約締結した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、信用失墜行為等に伴い総合体育館のイメージが損なわれる恐れが生じた場合又はネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市は、優先交渉権者決定の取り消し又は契約の解除ができるものとします。

その場合、原状回復に必要な費用は、優先交渉権者又はネーミングライツパートナーの負担とし、納入済のネーミングライツ料は、返還しません。

## 7 ネーミングライツ料の支払い

契約初年度については、市が指定する期日までに支払うものとし、2年目以降については毎年度4月末日までに当該年度分を支払うものとします。

## 8 リスク負担

ネーミングライツパートナーが設置した看板等により、第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

## 9 その他

この要項に定めのない事項は、市とネーミングライツパートナーが協議して決定するものとします。

## 10 今後のスケジュール

- |               |                           |
|---------------|---------------------------|
| (1) 質問受付      | 令和8年4月1日（水）～令和8年4月14日（火）  |
| (2) 質問に対する回答  | 令和8年4月17日（金）から市ホームページにて公開 |
| (3) 申込期間      | 令和8年4月20日（月）～令和8年5月29日（金） |
| (4) 優先交渉権者の決定 | 令和8年7月（予定）                |
| (5) 契約締結      | 令和8年8月（予定）                |

## 11 質問書・応募書類の提出先及び問い合わせ先

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市いきがい創生部文化スポーツ振興課

スポーツ振興担当（春日井市役所8階）

電話：0568-84-7117 F A X：0568-83-2297

Eメール：bunspo@city.kasugai.lg.jp

### （別表）

名 称	概 要
施設名	春日井市総合体育館
所在地	春日井市鷹来町4196番地3
開館年月日	昭和61年6月1日
敷地面積	31,679.73㎡
建築面積	9,212.31㎡
建物延床面積	14,595.04㎡
構造	鉄筋コンクリート造、屋根鉄骨造3階建
館内施設	<p>第1競技場（2,687㎡）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスケットボール3面、</li> <li>バレーボール3面（練習用4面）、</li> <li>バドミントン12面、</li> <li>ハンドボール1面（練習用3面）、</li> <li>テニス1面（練習用3面）、</li> <li>卓球16台（練習用46台）</li> <li>・固定席（2,008席、身障者席12席）、移動席896席</li> <li>・ランニングコース1周230m</li> </ul>
	<p>第2競技場（802㎡）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バレーボール一面（練習用2面）、</li> <li>バスケットボール1面、</li> <li>バドミントン1面（練習用3面）</li> </ul>

名 称	概 要
	卓球場 (253㎡)
	柔道場 (400㎡)
	剣道場 (400㎡)
	弓道場 (144㎡) ・和弓5人立28m、アーチェリー30m
	フィットネスルーム (254㎡)
	役員室 (77㎡) 定員24名
	幼児体育室 (96㎡)
	大会議室 (225㎡) 定員120名
	中会議室 (117㎡) 定員60名
	小会議室 (69㎡) 定員24名
	運動広場 (14,997㎡)
	相撲場 (129㎡)
その他施設	更衣室、シャワー室、救護室、放送室、多目的トイレ、談話室、事務室
駐車場	770台 (無料 温水プールと共用)、バス4台、身障者用11台 (総合体育館3台、温水プール8台)、思いやり駐車場 (総合体育館2台)
開館時間	午前8時30分から午後9時30分まで
休館日	月曜日 (祝休日の場合はその直後の休日でない日)、 12月29日から翌年1月3日まで
年間利用者数	令和5年度 : 250,179人、令和6年度 : 255,701人
指定管理者	公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団 (令和8年4月1日～令和13年3月31日)